

統計史料でみる明治・大正期【その2】

奥積 雅彦（総務省統計研究研修所教官）

○明治16年～大正5年

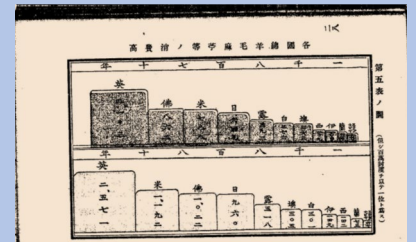
	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
明治16年 (1883)		9月 共立統計学校設立 11月 「内務省統計書」(明治7~14年分) 刊行
明治17年	1月 明治12年の甲斐国人員運動調を開始 (甲斐国現在人別調に次いで実査された人口センサス、政治的理由により中絶)	5月 内務省、「国勢一斑」の刊行を開始する 9月 内務省、「府県統計書様式」を制定し府県に達する
明治18年	11月 「万国対照年鑑」を翻訳刊行 12月 統計院が廃止され、内閣に統計局が置かれる	12月 内閣制度発足

万国対照年鑑

(表紙)

(第五表 各国綿、羊毛、麻苧等消費高)

(第五表のグラフ)

1881年(明治14年)、イギリスにおいて出版された「ジ・バランスシート・オブ・ジ・ウォールド」を統計院において翻訳刊行したもの


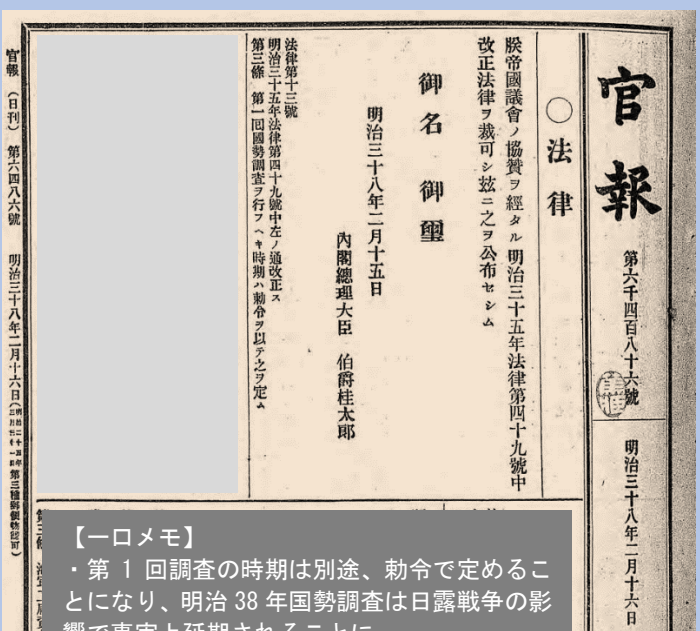
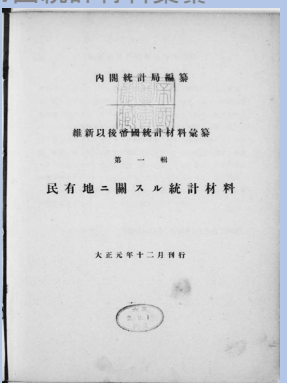
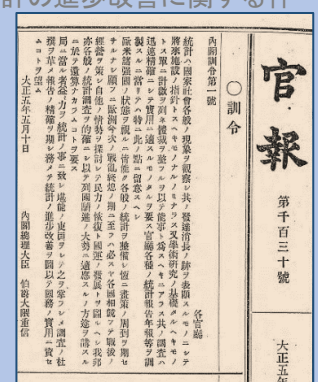
【画像】: 国立国会図書館デジタルコレクション

明治19年		3月 共立統計学校閉校 3月 東京統計協会が人口調査の草案を内閣統計局長に提出 (⇒「統計集誌」第55号) 4月 スタチスチック社が「スタチスチック雑誌」創刊	
明治20年	4月 「日本帝国統計摘要」(日仏対訳)を創刊(以後毎年刊行、第51回(昭和12年6月刊)から大日本帝国統計摘要と改名し、第53回(昭和14年)まで刊行)	日本帝国統計摘要	6月 内務省、「内務省統計報告」を創刊する(第52回昭和17年分まで刊行)日本帝国統計摘要
明治21年	政家年鑑	イギリスのステーツマンズ、イヤープックを訳したもの、明治23年、24年、25年の3回刊行 【画像】: 国立国会図書館デジタルコレクション	4月 市制、町村制が公布される(22年4月施行) 7月 藤沢利喜太郎、「生命保険論」を著し、人口統計を用いた最初の生命表を発表
明治22年		森鷗外と今井武夫の統計訳字論争	2月 大日本帝国憲法公布 2月 雑誌「経済と統計」創刊される(24年7月31号まで刊行)
明治23年	12月 「政家年鑑」を翻訳刊行(イキ)		7月 内務省、市町村の毎年末の人口を告示し、これを市制、町村制という人口とする 11月 第1回帝国議会開会
明治24年			

※⇒統計図書館ミニトピックスNo.24「ニューカレドニア日本人移民団の初代総監督は統計院OB!」

	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
明治 25 年 (1892)		<p>1月 「スタチスチック社」を「統計学社」と改名し、「スタチスチック雑誌」も「統計学雑誌」と改題</p> <p>スタチスチック雑誌 → 統計学雑誌</p>  <p>【画像】総務省統計図書館所蔵</p>
明治 26 年	12月 内閣統計局が内閣統計課（内閣書記官室所属）となる	
明治 27 年		8月 日清戦争（明治 28 年 4 月まで）
明治 28 年	12月 スイスのベルンで万国統計協会の会議が開催され、「各国が 1900 年に人口センサスを行う議決」がなされ、その後、内閣統計課に、人口センサス実施の勧告書簡が届く	
明治 29 年	<p>3月 東京統計協会が総理大臣に「民勢大調査の実施」を建議する</p> <p>3月 統計学社・東京統計協会が貴族院・衆議院の議長に明治 33 年民勢調査の実施の嘆願書を提出</p> <p>3月 衆議院で江原素六議員らによる国勢調査執行建議案が可決、貴族院で船越衛議員らによる国勢調査建議案が可決</p>	
明治 30 年		<p>3月 貴族院、「統計事務拡充ニ関スル建議」を行う</p> <p>3月 日本銀行、東京卸売物価指数（明治 20 年 1 月基準）の公表を開始</p>
明治 31 年	11月 内閣統計課は内閣統計局となる	<p>6月 第 1 次大隈内閣発足</p> <p>6月 戸籍制度に基づく人口統計事務が内務省から移管される</p> <p>11月 諸外国における人口センサスの状況を調査するため、米のほか英、仏、独に呉文聰を派遣</p>
明治 32 年	<p>1月 内閣統計局が、毎年「人口動態調査」を始める</p> <p>12月 内務省令を改正し、市制、町村制でいう人口は、内閣統計局で調査し官報を以て報告する最近の人口によるものとする</p>	7月 東京統計協会、統計学社共同での府県その他から講習生を募集し、統計実務家養成のための統計講習会を 7 月 11 日から 9 月 20 日まで開催する（明治 39 年までに 6 回）
明治 33 年		国勢調査ニ関スル法律
明治 34 年		 <p>【一ロメモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査は 10 年ごとに実施 ・国勢調査の範囲、方法及び国庫と地方分担との割合は別に命令で定める ・第 1 回国勢調査は明治 38 年に施行 ただし、第 2 回は第 1 回の 5 年後に施行
明治 35 年	<p>2月 第 16 回帝国議会に議員立法として衆議院議員内藤守三らが「国勢調査ニ関スル法律案」提出</p> <p>3月 「国勢調査ニ関スル法律案」が衆議院と貴族院の可決を経て成立</p> <p>12月 「国勢調査ニ関スル法律」公布</p> <p>12月 第 1 回生命表を作成</p>	

【画像】：国立国会図書館デジタルコレクション

	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
明治36年 (1903)		12月 内務省は明治37年1月以降、毎月の市区における出生、死亡、死産の男女別数を道府県に報告させる
明治37年		2月 日露戦争 (明治38年9月まで)
明治38年	2月 「国勢調査ニ関スル法律」が改正される。	国勢調査ニ関スル法律の改正法律 【画像】: 国立国会図書館デジタルコレクション
明治39年	1月 逓信省に作成依頼した電気統計機械が完成 (川口式電気集計機)  ※本機は人口動態統計に使用 【画像】: 総務省統計局HP「統計の黎明とその歴史」の「統計の歴史トリビア」	 【一口メモ】 ・第1回調査の時期は別途、勅令で定めることになり、明治38年国勢調査は日露戦争の影響で事実上延期されることに
明治40年	3月 貴族院、国勢調査施行準備ニ関スル建議を行う	
明治41年		
明治42年	5月 麻布庁舎 (麻布富士見町元内務省痘苗製造所) に移転を完了する	
明治43年	5月 内閣に国勢調査準備委員会を置く (委員会は大正2年6月廃止)	8月 日韓併合条約が調印される
明治44年	8月 内務省、東京市で細民調査を行い統計局で集計する (以後大正元年7月 (東京・大阪)、11年1月前年実施 (東京) 分についても行う)	維新以降帝国統計材料彙纂 第1輯 (大正元年12月刊行)  【画像】: 国立国会図書館デジタルコレクション
明治45年	3月 「日本人ノ生命ニ関スル研究 (日本国民新死亡表第2回生命表)」を刊行する	4月 新学期から使用の高等小学読本第3巻に初めて「統計」という一課が入る
大正元年 (1912)	12月 「維新以降帝国統計材料彙纂 第1輯~第4輯」を刊行 (翌年3月までに)	
大正2年		
大正3年		4月 大隈重信、政界に復帰し再び総理大臣に (第2次大隈内閣: 大正5年10月まで) 7月 第1次世界大戦 (大正7年11月まで)
大正4年	3月 道府県人口統計主任者会議を開催する (統計局主催の府道県統計主任者会議の始め、翌年から地方統計主任協議会、昭和4年から地方統計課長会議と改称)	
大正5年	5月 「統計の進歩改善に関する件」 (内閣訓令) 発出 5月 内閣統計局展覧会を開催	統計の進歩改善に関する件※  【画像】: 国立国会図書館デジタルコレクション

※【画像】: 国立国会図書館デジタルコレクション (⇒総務省統計局HP「統計の黎明とその歴史」の「統計の偉人たち」(大隈重信))